

愛知県清須市企業立地のご案内

大都市
名古屋に
隣接

恵まれた
交通
アクセス

豊かな
自然、歴史・観光
資源

交通利便性

公共交通

市内には、JR東海道本線の枇杷島駅、名鉄名古屋本線の新清洲駅・丸ノ内駅・須ヶ口駅・新川橋駅・ニツ枳駅・西枇杷島駅、名鉄犬山線の下小田井駅及び東海交通事業城北線の尾張星の宮駅・枇杷島駅の10駅(名古屋駅から4分～11分)あります。また、隣接する稲沢市にJR東海道本線の清洲駅(名古屋駅から7分)もあります。

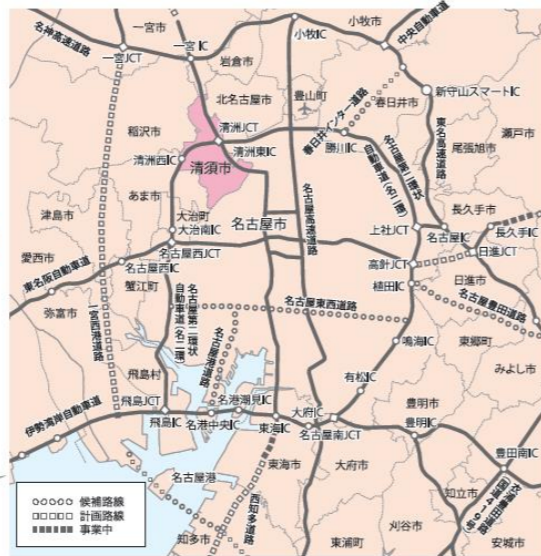
駅名	路線	所要時間	名古屋駅	所要時間	駅名	
枇杷島駅	JR東海道本線	04分	名古屋駅	リニア中央新幹線	東京駅	
須ヶ口駅	名鉄名古屋本線	07分		※2027年東名間開通見込み	JR東海道新幹線	東京駅
新清洲駅	名鉄名古屋本線	09分		JR東海道新幹線	50分	新大阪駅
				名鉄常滑線	30分	中部国際空港セントレア (中部国際空港駅)

※記載の時間は、概ねの所要時間です。

リニア開業でさらに便利に!

道路網

名古屋の中心部に近く、全線開通した名古屋第二環状自動車道(清洲JCT、清洲東IC、清洲西IC)、名古屋高速道路6号清須線(清須出入口)、16号一宮線(春日出入口)及び国道22号・302号等の道路網により周辺都市との連携が図られています。



企業立地の対象地区

愛知県清須市は大都市名古屋に隣接し、豊かな自然、歴史・観光資源と恵まれた交通アクセスが魅力です



図の①から③の地区は、市街化調整区域内であることから一定の使用制限がありますので詳しくはお問い合わせください。

清須市 基本データ
 面積 / 1,735ha
 市街化区域 / 1,261ha (市街化率 / 約72.8%)
 人口 / 69,198人 (R4.3.1現在)
 鉄道駅 / 10駅 (JR東海道本線、名鉄名古屋本線など)
 (名古屋駅から4分～11分)
 道路網 /
 名古屋第二環状自動車道(名二環) 清洲東・清洲西IC
 名古屋高速道路6号清須線清須出入口、
 16号一宮線春日出入口
 国道22号、302号

◆お問合せ先
 清須市役所 企画部 企業誘致課 ☎452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地
 TEL 052-400-2911
 FAX 052-400-2963
 URL <http://www.city.kiyosu.aichi.jp/>
 E-mail kigyoyuchi@city.kiyosu.lg.jp

企業からの相談は、企業誘致課にて、ワンストップで承っております。清須市へ立地をご検討の際は、お気軽に下記までお問合せください。



1 春日白弓・鳥出・郷ヶ島地区(約26ha)



● 地区の特色

- インターチェンジ(名古屋高速道路16号一宮線春日出入口)に隣接、国道22号へのアクセスが良好の好立地。
- 南北に市道流江先線、東西に市道下之郷六角堂線といった道路幅員約10~13mの幹線道路のほか、東西に道路幅員約8.4mのその他市道あり。
- 既存市街地との近接性もことから雇用の確保につながりやすい。

埋蔵文化財包蔵地範囲
企業立地対象地区

市道下之郷六角堂線 (W=13.6m)
名古屋高速道路16号一宮線 春日出入口
白弓通
下之郷貝塚
水堀川
遊水池
整備予定
市道流江先線 (W=10.3m)
国道22号
名古屋高速道路16号一宮線 春日入口
至清洲JCT

※企業立地対象地区の北から清洲JCT方面を臨んだ写真

アクセス

自動車

- 一宮ICより名古屋高速道路16号一宮線春日出入口経由約6km
- 飛島ICより名古屋第二環状自動車道清洲東IC経由約23km

電車

- JR東海道本線清洲駅より約2.5km、徒歩約30分

2 春日舟付・長久寺地区(約25ha)



● 地区の特色

- インターチェンジ(名古屋第二環状自動車道清洲東インター入口)に隣接、国道302号へのアクセスが良好の好立地。
- 南北に市道焼田愛宕線、東西に市道野田町立作線といった道路幅員約10mの幹線道路のほか、東西に道路幅員約8.4mのその他市道あり。
- 既存市街地との近接性もことから雇用の確保につながりやすい。

埋蔵文化財包蔵地範囲
企業立地対象地区

市道野田町立作線 (W=10.5m)
市道流江先線 (W=10.2m)
名古屋第二環状自動車道清洲東IC入口
愛宕交差点
国道302号

※企業立地対象地区の北から清洲JCT方面を臨んだ写真

アクセス

自動車

- 一宮ICより名古屋高速道路16号一宮線春日出入口経由約6km
- 飛島ICより名古屋第二環状自動車道清洲東IC経由約22km

電車

- JR東海道本線清洲駅より約2km、徒歩約25分
- 名古屋鉄道城北線尾張星の宮駅より約1.5km、徒歩約20分

【立地にあたってのポイント】

1. 本市は、他自治体のように工業団地を整備して、土地を売り出してはしません。
2. 市街化調整区域の土地に、都市計画法の開発許可を受けて立地します。
※詳しくは、次の「対象業種・立地手法」をご覧ください。
3. 製造業の工場や研究所が対象となります。
※製品等販売のための事務所・営業所は立地できませんのでご容赦ください。
4. 立地にあたっての用地取得は、立地企業(開発事業者)が地権者と個別に交渉する必要があります。

■対象業種・立地手法

対象業種 【製造業】	地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術の工場、研究所
立地手法	都市計画法第34条第14号 愛知県開発審査会基準第11号 第1項 地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種【※一部抜粋】 (※カッコ内の数字は、「日本標準産業分類(総務省ホームページ参照)」の分類番号です。) ● 電子応用装置製造業(296) ・ 医療用電子応用装置製造業(2962) ● 電気計測器製造業(297) ・ 医療用計測器製造業(2973) ● 医療用機械器具・医療用品製造業(274) ・ 医療用機械器具製造業(2741) ・ 歯科用機械器具製造業(2742) ・ 医療用品製造業[動物用医療機械器具を含む](2743) ・ 歯科材料製造業(2744)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請地の規模は5ヘクタール未満。 ・ 市宅地開発等に関する指導要綱に基づき、道路後退、雨水流出抑制対策が必要となります。 ・ その他、農地法(農地転用)や工場立地法等の関係法令に基づく手続き等が必要となります。 ・ 立地にあたっての用地取得は、立地企業(開発事業者)が地権者と個別に交渉する必要があります。

設備投資に向けた優遇制度

1 市高度先端産業立地奨励金

※ 認定の可否がありますので、個別にご相談ください。

将来的に成長が期待される、高度先端事業(健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、先端素材、ナノテクノロジー及びIT)に係る工場等を新増設する中小企業者の土地を除く固定資産取得費用に対して奨励金を交付します。

対象事業	製造業・ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設又は増設する中小企業者
対象区域	市内全域
要件	投資規模要件/固定資産取得費用(土地を除く)が2億円以上 雇用要件/新規常用雇用者数が5人以上
交付額等	固定資産取得費用(土地を除く)の10分の1(既存の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合又は工場等の建物賃借する場合は20分の1)に相当する額(限度額3億円)
申請先	市民環境部 産業課

★詳しくは、1ページ目に記載のお問合せ先までご連絡ください。